

第34回通常総会議案

と き：平成12年6月12日（月）

と ころ：八丁堀 シャンテ

広島県内陸部振興対策協議会

目 次

通常総会次第	-----	1
第 1 号議案	平成 1 1 年度会務報告及び重点目標とその対応について -----	2
	平成 1 1 年度会務報告 -----	2
	平成 1 1 年度重点目標とその対応 -----	3
第 2 号議案	平成 1 1 年度歳入歳出決算について -----	7
	歳入の部 -----	7
	歳出の部 -----	8
	監査意見書 -----	9
第 3 号議案	平成 1 2 年度活動方針（案）及び重点目標（案）、 事業計画（案）について -----	10
	平成 1 2 年度活動方針（案）及び重点目標（案） -----	10
	平成 1 2 年度事業計画（案） -----	11
第 4 号議案	平成 1 2 年度歳入歳出予算（案）について -----	12
	歳入の部 -----	12
	歳出の部 -----	13
	一般負担金（案） -----	14
参考資料	平成 1 2 年度主要施策に関する部局別要望事項 -----	15
参考資料	広島県内陸部振興対策協議会役員名簿 -----	19
参考資料	広島県内陸部振興対策協議会会員名簿 -----	20
参考資料	広島県内陸部振興対策協議会会則 -----	21

通 常 総 会 次 第

1 開 会

2 会 長 挨 拶

3 来 賓 祝 辞

4 新会員紹介

5 議 事

(1) 第1号議案 平成11年度会務報告及び重点目標とその対応について

(2) 第2号議案 平成11年度歳入歳出決算について
(監査報告)

(3) 第3号議案 平成12年度活動方針(案)及び重点目標(案)、
事業計画(案)について

(4) 第4号議案 平成12年度歳入歳出予算(案)について

6 そ の 他

7 閉 会

第1号議案

平成11年度会務報告及び重点目標とその対応について

平成11年度会務報告

年 月 日	事 業 内 容	場 所
平成11年 4月16日	平成10年度会計監査	庄原市役所
5月19日	理 事 会	広島県議会
6月7日	第33回通常総会	八丁堀シャ庁
7月1日 ～8月10日	平成12年度主要施策に関する要望事項の とりまとめ	事 務 局
8月19日	役 員 会	広島県議会
9月17日	理 事 会	広島県議会
10月18日	理事会（臨時） 広島県行政システム改善計画案への対応 について	広島県議会
10月27日	広島県行政システム改善計画案にかかる 緊急要望活動	広島県庁 広島県議会
10月27日 11月18日	平成12年度主要施策に関する要望活動	広島県庁
2月18日	役員会	広 島 市

平成 11 年度重点目標とその対応

1 中山間地域活性化施策の充実強化と財源確保

「中山間地域活性化対策基本方針」（平成 9 年 2 月策定）を受けて、中山間地域活性化のための具体的施策として、「集落・生活拠点整備モデル事業」（平成 9 年度創設）や「広域的地域づくり重点支援事業」（平成 11 年度創設）などが取り組まれてきたところである。

平成 12 年度においては、「中心集落機能強化対策事業」、「広島ふるさと活性化事業」、「中国山地夢未来空間整備事業」、「ふるさと交流推進事業」が創設されるなど、活性化施策の充実強化が図られることとなっている。

2 新過疎法の制定と制度内容の充実強化、並びに新農業基本法に対応した中山間地域農業振興策の確立

（1）新過疎法の制定と制度内容の充実強化に関しては、県や関係市町村と一体になって、国への要望活動など、積極的に働きかけを行った。

その結果として、新たに、「過疎地域自立促進特別措置法」が、平成 12 年 4 月 1 日から施行されたところである。

今後は、この法律のもとで、地域の活性化が図れるよう、積極的に関係機関に働きかけていく必要がある。

（2）新農業基本法に対応した中山間地域農業振興策の確立に関しては、平成 11 年度において、「広島県新農林水産業・農山漁村活性化行動計画」が策定されたところである。

新農業基本法による市場原理の導入に伴い、国内・国外との産地間競争が激しさを増す中では、経営規模が零細な状況にある中山間地域の農業は、徹底したコスト削減・高付加価値化等を進めなければ、その維持が困難となっている。

また、平成 12 年度から実施される「中山間地域等直接支払い制度」は、中山間地域の農業生産活動及び集落機能の維持に有効に機能させていく必要がある。

今後、この行動計画に基づく効果的な施策の具体化を要請し、中山間地域の活性化を図っていく必要がある。

3 中国横断自動車道尾道松江線の早期整備

中国横断自動車道尾道松江線については、平成 10 年 12 月に口和～吉田掛合間に施行命令が出され、全線が施行命令区間となったところである。

平成 11 年度は、口和～県境間の地元説明会、路線測量に着手された。

また、尾道ジャンクション～甲奴インターチェンジ間については、測量・設計、地元設計協議及び用地測量が実施された。

引き続き、早期完成に向け、関係機関に働きかけていく必要がある。

4 地域高規格道路の整備促進

内陸部における地域高規格道路については、計画路線として平成10年までに広島中央フライトロード、江府三次道路、東広島高田道路の3路線が指定されているが、平成11年度においては、東広島高田道路の向原町～吉田町間の約5kmが新たに調査区間に指定された。

また、整備区間の指定を受けている2路線、2区間については着実な整備促進を図るとともに、整備区間の指定を受けていない路線、区間については、その指定等、早期事業化に向けて関係機関に働きかけていく必要がある。

5 備北ウェルネスポリス開発構想の見直しと具体化推進

備北ウェルネスポリス開発構想の具体化については、大規模開発であるが故、昨今の厳しい社会経済情勢の中で事業実施が厳しい状況にもある。

今後、

- ① 経済動向、財政状況の変化
 - ② 中国横断自動車道尾道松江線や地域高規格道路江府三次道路の整備事業の進捗状況
 - ③ 情報化の進展などに対する新たな地域整備への要請
- など、新たな視点からの再検討と、計画の具体化についての要請が必要である。

6 JR芸備線・可部線の高速化対策の推進

JR芸備線については、更なる高速化や運行頻度の向上などにより利便性を高めていくため、平成11年度においては、広島県、芸備線対策協議会、JR西日本が連携して、施設の改良箇所、事業費など詳細な検討と、沿線地域の活性化策及び振興策の検討が進められており、平成12年度は、この検討結果を基に事業化に向けた具体的な検討と、関係機関への協議が行われることとなっている。

JR可部線については、平成12年3月にJR西日本に対し存続についての要望が行われたところであるが、改正鉄道事業法が3月1日に施行され、存続は厳しい環境にある。

JR西日本及び関係機関に対し、広島県とともに、引き続き運行されるよう強く要望していく必要がある。

7 ダイオキシン対策に係る国・県の支援体制の早期確立

平成10・11年度には、広域ブロック協議会が「ブロック別実施計画」を策定するにあたり、助言・指導や策定費に対する助成が行われた。

平成11年度には広域処理施設の設置を円滑に推進するため、県庁内関係課

からなる周辺整備連絡会議が設置されたる所である。

また、「ごみ」を直接焼却せず固形燃料化し、効率的な焼却方式の発電システムを導入する「ごみ資源エネルギーセンター（仮称）」を整備されることとされた。

平成12年度は事業主体となる法人の設立を行い、平成16年度の運用開始が予定されている。

なお、国に対して、小規模焼却施設に係る技術開発の促進や国庫補助の拡大等について要望がなされ、平成12年度から、国は、焼却能力1日当たり100トﾝ未満の施設についても、広域化計画に位置付けられ、ダイオキシン対策が十分に講じられる施設であることを条件に国庫補助対象とすることとされた。

その他広域処理施設の整備に対する財政的支援の強化についても、引き続き、国・県に対し要望していく必要がある。

8 介護保険法施行に伴う施設・人材等基盤整備の推進

（1）サービス基盤の整備推進と財政支援強化

特別養護老人ホーム等の施設整備については、介護保険への円滑な移行を図る観点から、平成11年度までを計画期間とした「広島県老人保健計画」の整備目標を上回る整備が行なわれてきたところである。

今後の介護基盤の整備については、平成12～16年度までの高齢者の保健福祉サービスの目標を設定した「広島県老人保健福祉計画・介護保険事業支援計画」（ひろしま高齢者プラン2000）が策定されたところである。引き続き、介護サービス基盤の整備充実を要請していく必要がある。

（2）介護保険の対象外となる高齢者等への福祉施策の継続、充実

要介護認定により自立と判断され、介護サービスを受けることの出来ない高齢者に対しては、できるだけ要介護状態に陥ることなく、自立した生活を確保出来るように支援する観点から、平成12年度、新たに「介護予防・生活支援事業」が実施されることとなっている。

*参考 「介護予防・生活支援事業」の具体的内容

1. これまで実施していた配食サービスや外出支援サービス等に加え、軽度生活援助事業や訪問理美容サービスを、また、介護予防・生きがい活動の観点から、転倒予防教室や生きがい対応型デイサービス、更には、生活管理指導員の派遣など17のメニューによる支援。
2. 高齢者を介護している家族の身体的、精神的、経済的な負担を軽減するため、家族介護教室の開催、家族介護用品の支給、家族介護者交流事業及び徘徊高齢者家族支援サービスの提供。
3. 要介護認定により自立又は要支援と判定され、特別養護老人ホームから退所することとなる高齢者の受皿施設及び、一人暮らしに不安を感じ

ている高齢者などの生活支援施設として、高齢者生活福祉センター等の施設整備に取り組む。

特に、高齢者生活福祉センターは、デイサービスセンターに居住部分を併設し、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供することにより、高齢者が安心して明るい生活を送れるよう支援することを目指す施設で収入に応じて比較的低額な利用料の負担ですむことから期待されるものであり、平成12年度は、4施設が整備される予定。

4. 特別養護老人ホーム等のバックアップやボランティアグループの支援を受けながら、家庭的な雰囲気の中で安心して生活することができる小規模共同生活支援施設が地域の実情に応じた整備が行えるよう、県単独事業の「自立支援型グループホーム整備事業」の創設。

9 広島県立大学・中山間地域研究センターの創立

平成12年3月に策定された「県立大学改革・連携ビジョン」において、地域と連携し、地域に貢献する大学づくりをめざす取組の方策の一つとして、「中山間地域対策」を掲げている。

この中で、「中山間地域研究センター」については、広島県立大学を基幹大学として、中山間地域対策に係る調査研究等に取り組むことができるよう、「中山間地域研究交流センター機能の整備」を図ることとされており、平成12年度は「中山間対策会議（仮称）」を設置し、センター機能の整備について県立各大学及び県関係機関で検討される計画となっている。

10 公立小・中・高等学校の教育体制の充実

県教育委員会では、教育改革の推進のため、平成11年11月義務教育改革ビジョン「21ひろしま教育プラン」を策定されたところである。

完全学校週5日制のもとで、新しい学校指導要領が実施される平成14年度までの今後3年間を、本県教育の再生と飛躍をかけた最重要期間と位置付け、積極的な施策を展開することとされている。

また、改革の実施にあたっては、まず、本県の抱える学校管理運営態勢等の課題を解決し、公教育の基盤づくりを進めることとされている。

県教育委員会の教育改革方針にもとづき、学校教育体制の充実が図られるものと期待されるが、中山間地域における学校教育の充実の実現に向け今後も要望を続ける必要がある。

第2号議案

平成11年度歳入歳出決算について

歳入の部

(単位:円)

款	項	目	当初予算額	補正額	予算現額	収入済額	収入未済額	備考
1.会 費			2,922,000	0	2,922,000	2,922,000	0	
	1.会 費		2,922,000	0	2,922,000	2,922,000	0	
		1.一般負担金	2,106,000	0	2,106,000	2,106,000	0	
		2.特別負担金	816,000	0	816,000	816,000	0	
2.補助金			136,000	0	136,000	136,000	0	
	1.補助金		136,000	0	136,000	136,000	0	
		1.県補助金	136,000	0	136,000	136,000	0	
3.雑収入			1,000	0	1,000	342	0	
	1.雑収入		1,000	0	1,000	342	0	
		1.雑 収 入	1,000	0	1,000	342	0	
4.繰越金			257,000	0	257,000	257,867	0	
	1.繰越金		257,000	0	257,000	257,867	0	
		1.繰 越 金	257,000	0	257,000	257,867	0	
歳 入 合 計			3,316,000	0	3,316,000	3,316,209	0	

歳出の部

(単位:円)

款	項	目	当初予算額	補正額	充・流用額	予算現額	支出済額	不用額	備考
1.事務局費			1,200,000	0	0	1,200,000	1,187,816	12,184	
	1.事務局費		1,200,000	0	0	1,200,000	1,187,816	12,184	
		1.報酬	720,000	0	0	720,000	720,000	0	
		2.賃金	140,000	0	3,430	143,430	143,430	0	1-1-6から流用
		3.旅費	120,000	0	0	120,000	119,300	700	
		4.需用費	100,000	0	0	100,000	97,943	2,057	
		5.役務費	60,000	0	0	60,000	54,643	5,357	
		6.諸費	60,000	0	-3,430	56,570	52,500	4,070	1-1-2へ流用
2.会議費			343,000	0	0	343,000	289,950	53,050	
	1.総会費		191,000	0	0	191,000	156,030	34,970	
		1.需用費	150,000	0	-6,767	143,233	109,263	33,970	2-1-2へ流用
		2.借上料	40,000	0	6,767	46,767	46,767	0	2-1-1から流用
		3.諸費	1,000	0	0	1,000	0	1,000	
	2.役員会費		152,000	0	0	152,000	133,920	18,080	
		1.需用費	150,000	0	0	150,000	133,920	16,080	
		2.借上料	1,000	0	0	1,000	0	1,000	
3.諸費		1,000	0	0	1,000	0	1,000		
3.事業費			1,760,000	0	0	1,760,000	1,681,537	78,463	
	1.調査企画費		545,000	0	0	545,000	500,347	44,653	
		1.賃金	360,000	0	0	360,000	358,439	1,561	
		2.旅費	35,000	0	0	35,000	9,120	25,880	
		3.需用費	100,000	0	0	100,000	93,168	6,832	
		4.役務費	50,000	0	0	50,000	39,620	10,380	
	2.促進対策費		1,215,000	0	0	1,215,000	1,181,190	33,810	
		1.旅費	200,000	0	-35,540	164,460	150,560	13,900	3-2-3へ流用
		2.需用費	120,000	0	0	120,000	120,000	0	
		3.活動費	850,000	0	35,540	885,540	885,540	0	3-2-1から流用
4.諸費		45,000	0	0	45,000	25,090	19,910		
4.予備費			13,000	0	0	13,000	0	13,000	
	1.予備費		13,000	0	0	13,000	0	13,000	
		1.予備費	13,000	0	0	13,000	0	13,000	
歳出合計			3,316,000	0	0	3,316,000	3,159,303	156,697	

歳入合計 3,316,209円

歳出合計 3,159,303円

差引繰越額 156,906円

監 査 意 見 書

広島県内陸部振興対策協議会の平成11年度会計に係る歳入歳出決算書について、
関係諸帳簿類と照合し監査を実施した結果、予算の執行は適正であり、その結果につ
いても正確に処理されていることを認めます。

平成12年4月7日

監 事 吉舎町長

元廣和亨

監 事 高野町長

藤原公昭

第3号議案

平成12年度活動方針（案）及び重点目標（案）、事業計画（案）について

平成12年度活動方針（案）及び重点目標（案）

1 活動方針（案）

2市35町村が結集する広島県内陸部振興対策協議会は、会員相互の緊密なる連携の基に、積極的かつ着実な運動を展開してきた。

しかしながら、内陸地域は社会的・経済的諸条件に恵まれず、多くの市町村で過疎化が進行し、厳しい行財政運営を余儀なくされてきた。

また今日、少子・高齢化の進行、農畜産物の輸入自由化や製造業の海外移転などの影響による地域産業の衰退、交通・情報インフラなどの産業・生活基盤の整備の遅れ等々から、さらなる地域活力の低下が懸念されている。

県においても、内陸地域を中心とした中山間地域の再興を県勢活性化の最重要課題として位置づけられ、総合的・重点的な施策の展開が着実に推進されており、内陸地域の振興・発展に大きな期待が寄せられている。

広島県内陸部振興対策協議会は、次代に誇りと自信を持って継承することのできる地域社会の創造と内陸地域発展のため、地域諸課題の調査・研究に努め、次の重点目標を設定し、積極的な運動を展開する。

2 重点目標（案）

- 1 中山間地域活性化施策の充実強化と財源確保
- 2 新農業基本法施行に伴う具体的農業振興施策の確立
- 3 中国横断自動車道・尾道松江線の早期整備
- 4 備北ウェルネス計画の見直しと具体化促進
- 5 地域高規格道路の整備促進
- 6 広島～江津間広域開発道路の整備促進
- 7 JR芸備線及び可部線の高速化対策の推進
- 8 ダイオキシン対策に係る国県支援策の早期確立
- 9 介護保険法施行に伴う介護サービス基盤の整備
- 10 中山間地域研究センターの創設
- 11 中山間地域の学校教育の充実

平成12年度事業計画（案）

時 期	事 業 内 容	場 所
平成12年 4月 7日	平成11年度会計監査	庄原市役所
4月19日	理 事 会	広島県議会
6月12日	第34回通常総会	八丁堀ｼｬﾝﾅ
6月～ 7月	平成13年度主要施策に関する要望事項の とりまとめ	事 務 局
8月中旬	役 員 会	広島県議会
9月中旬	理 事 会	広島県議会
10月	役員会及び要望活動	広島県議会
平成13年 2月中旬	役 員 会	広 島 市

第4号議案

平成12年度歳入歳出予算（案）について

歳入の部

（単位：千円）

款	項	目	予 算 額	対前年比較	摘 要
1. 会 費			2,922	0	
	1. 会 費		2,922	0	
		1. 一般負担金	2,106	0	
		2. 特別負担金	816	0	
2. 補助金			150	14	
	1. 補助金		150	14	
		1. 県補助金	150	14	
3. 雑収入			1	0	
	1. 雑収入		1	0	
		1. 雑 収 入	1	0	
4. 繰越金			156	-101	
	1. 繰越金		156	-101	
		1. 繰 越 金	156	-101	
歳 入 合 計			3,229	-87	

歳出の部

(単位：千円)

款	項	目	予 算 額	対前年比較	摘 要
1. 事務局費			1,250	50	
	1. 事務局費		1,250	50	
		1. 報 酬	720	0	
		2. 賃 金	100	-40	
		3. 旅 費	120	0	
		4. 需用費	90	-10	
		5. 役務費	60	0	
		6. 諸 費	160	100	
2. 会 議 費			313	-30	
	1. 総 会 費		171	-20	
		1. 需用費	120	-30	
		2. 借上料	50	10	
		3. 諸 費	1	0	
	2. 役員会費		142	-10	
		1. 需用費	140	-10	
		2. 借上料	1	0	
		3. 諸 費	1	0	
3. 事 業 費			1,660	-100	
	1. 調査企画費		450	-95	
		1. 賃 金	300	-60	
		2. 旅 費	30	-5	
		3. 需用費	80	-20	
		4. 役務費	40	-10	
		2. 促進対策費		1,210	-5
	1. 旅 費	160	-40		
	2. 需用費	120	0		
	3. 活動費	890	40		
4. 諸 費	40	-5			
4. 予 備 費			6	-7	
	1. 予 備 費		6	-7	
		1. 予備費	6	-7	
歳 出 合 計			3,229	-87	

平成12年度一般負担金（案）

No.	市 町 村 名	人 口（人）	平等割（円）	人口割（円）	合 計（円）
1	三 次 市	39,844	23,000	219,500	242,500
2	庄 原 市	22,377	23,000	123,500	146,500
3	加 計 町	5,398	23,000	30,000	53,000
4	筒 賀 村	1,404	23,000	8,000	31,000
5	戸 河 内 町	3,457	23,000	19,500	42,500
6	芸 北 町	3,122	23,000	17,500	40,500
7	大 朝 町	3,886	23,000	21,500	44,500
8	千 代 田 町	10,659	23,000	59,000	82,000
9	豊 平 町	4,791	23,000	26,500	49,500
10	吉 田 町	11,724	23,000	64,500	87,500
11	八 千 代 町	4,614	23,000	25,500	48,500
12	美 土 里 町	3,660	23,000	20,500	43,500
13	高 宮 町	4,668	23,000	26,000	49,000
14	甲 田 町	6,041	23,000	33,500	56,500
15	向 原 町	5,112	23,000	28,500	51,500
16	久 井 町	5,819	23,000	32,500	55,500
17	甲 山 町	7,294	23,000	40,500	63,500
18	世 羅 町	9,099	23,000	50,500	73,500
19	世 羅 西 町	4,343	23,000	24,000	47,000
20	油 木 町	3,434	23,000	19,000	42,000
21	神 石 町	3,113	23,000	17,500	40,500
22	豊 松 村	1,959	23,000	11,000	34,000
23	（神）三 和 町	4,712	23,000	26,000	49,000
24	上 下 町	6,667	23,000	37,000	60,000
25	総 領 町	1,928	23,000	11,000	34,000
26	甲 奴 町	3,403	23,000	19,000	42,000
27	君 田 村	2,063	23,000	11,500	34,500
28	布 野 村	2,063	23,000	11,500	34,500
29	作 木 村	2,067	23,000	11,500	34,500
30	吉 舎 町	5,360	23,000	29,500	52,500
31	三 良 坂 町	4,144	23,000	23,000	46,000
32	（双）三 和 町	3,967	23,000	22,000	45,000
33	西 城 町	5,443	23,000	30,000	53,000
34	東 城 町	11,141	23,000	61,500	84,500
35	口 和 町	2,819	23,000	16,000	39,000
36	高 野 町	2,585	23,000	14,500	37,500
37	比 和 町	2,246	23,000	12,500	35,500
合 計		226,426	851,000	1,255,000	2,106,000

算出基礎： 平等割：23,000円
人口割：人口数に5円50銭を乗じて得た額を500円
単位で切り上げた額。
人口数値： 平成7年国勢調査による。

平成12年度主要施策に関する部局別要望事項

地域振興部

要 望 事 項	要 望 内 容	摘 要
1. 中山間地域活性化施策の充実強化	(1) 広島県中山間地域活性化推進事業における中小都市への具体的支援策の確立と早期具体化	重点目標
	(2) 中山間地域の地域特性、資源を生かした活性化支援対策の充実強化	//
2. 備北ウェルネスポリス開発構想の見直しと具体化推進	同 左	//
3. 新過疎法の制定と内容の充実強化	(1) 過疎地域活性化のための新立法措置の実現と起債枠及び対象事業の拡大	//
4. 内陸部市町村の財源確保対策の強化	(1) 上水道・簡易水道・下水道整備事業に対する過疎債・辺地債の充当率の引上げ	//
	(2) 下水道事業の単独事業部分に係る交付税措置の充実	//
	(3) 『地域活力創出プランソフト事業』の交付税措置による小規模市町村の普通交付税減額に対する緩和措置の実施	//
	(4) 経済不況に対応した地方財政確立のための国県の財政支援の確立	//
	(5) 地方分権へ対応した必要財源の確保	//
5. 内陸部の交通確保対策の推進	(1) JR芸備線の高速化対策の推進	//
	(2) JR可部線の存続と高速化対策の推進	//

県民生活部

要 望 事 項	要 望 内 容	摘 要
1. 広島県立大学・中山間地域研究センターの創設	同 左	重点目標
2. ダイオキシン対策に係る国県の支援態勢の早期確立	(1) ダイオキシン対策に係る小規模焼却施設等の技術開発の促進と支援策の強化	//
	(2) 一般廃棄物広域処理計画の円滑実施のための総合調整と財政的支援の強化	//

福祉保健部

要 望 事 項	要 望 内 容	摘 要
1. 介護保険法施行に伴う施設・人材等基盤整備等の推進	(1) サービス基盤整備の推進と財政支援の強化	重点目標
	(2) 広域的取り組みに対する指導及び財政支援策の確立	//
	(3) 介護保険の対象外となる高齢者等への福祉施策の継続、充実	//

農林水産部

要 望 事 項	要 望 内 容	摘 要
1. 新農業基本法に対応した中山間地域農業・農村振興策の確立	(1) 中山間地域における総合的な農村・農業施策の確立と事業の拡充	重点目標
	(2) 農業集落排水事業の促進と補助率の引上げ	//
	(3) 広域農道等、農業基盤の整備促進	//
2. 林業基盤及び自然公園等の整備促進	(1) 林業基盤の整備と林業振興施策の充実	
	(2) 国定公園道後山、特別名勝三段峽、神之瀬峽県立自然公園の整備促進	

土木建築部

要 望 事 項	要 望 内 容	摘 要
1. 中国横断自動車道尾道 松江線の早期整備	同 左	重点目標
2. 地域高規格道路の整備 促進	(1) 地域高規格道路江府・三次線の整備促進	//
	(2) 地域高規格道路東広島・高田線の整備促進	//
	(3) 広島中央フライトロードの整備促進	//
3. 一般国道の整備促進	(1) 一般国道54号改良促進（可部バイパス及び上根バイパス以北）	
	(2) 一般国道183号改良促進（保賀谷地区）	
	(3) 一般国道186号改良促進	
	(4) 一般国道191号改良促進（戸河内加計バイパス、土居バイパス）	
	(5) 一般国道261号改良促進（明神トンネル新設）	
	(6) 一般国道375号改良促進（三和町内歩道整備を含む。）	
	(7) 一般国道432号改良促進	
	(8) 一般国道433号改良促進	
4. 主要地方道、県道の整備促進	同 左	

5. 広島～江津間広域開発道路の整備促進（関係路線の国道等昇格）	同 左	
6. 河川改修等の促進	//	

都市局

要 望 事 項	要 望 内 容	摘 要
1. 公共下水道事業の推進	(1) 事業予算の大幅確保と単独事業部分に係る助成措置等、財政支援の充実	
	(2) 公共下水道事業の県代行制度の堅持と補助率引上げ	
2. 若者定住住宅対策の推進	同 左	

教育委員会

要 望 事 項	要 望 内 容	摘 要
1. 公立小・中・高等学校の教育体制の整備	同 左	重点目標

広島県内陸部振興対策協議会役員名簿

平成12年6月1日現在

役員(案)

役職名	職氏名	役職名	職氏名
会長	県議会議員 小島 敏文	—	—
副会長	三次市長 福岡 義登	副会長	庄原市長 八谷 泰央
副会長	豊平町長 前田 達郎	副会長	八千代町議長 松浦 利貞
幹事長	県議会議員 宮本 新八	—	—
副幹事長	県議会議員 富野井利明	—	—

理事

(県議会議員)

三次市	吉岡 広小路	庄原市	道上 侑
山県郡	宮本 新八	高田郡	児玉 浩
世羅郡	小島 敏文	神石甲奴郡	藤井 正巳
双三郡	富野井 利明	比婆郡	木山 耕三

(市部選出)

三次市長	福岡 義登	三次市議長	花本 忠男
庄原市長	八谷 泰央	庄原市議長	谷口 琢磨

(山県郡選出)

筒賀村長	内田 和昭	芸北町長	増田 邦夫
千代田町長	辰崎 春男	豊平町長	前田 達郎
加計町議長	中本 正廣	戸河内町議長	佐々木 信幸
大朝町議長	伊藤 博夫		

(高田郡選出)

吉田町長	浜田 一義	甲田町長	今井 正
向原町長	真田 良三	八千代町議長	松浦 利貞
美土里町議長	佐藤 仁志	高宮町議長	増田 静樹

(御調郡久井町選出)

久井町長	門田 隆博		
------	-------	--	--

(世羅郡選出)

世羅町長	松山 理人	世羅西町長	上本 仁志
甲山町議長	水間 茂		

(神石郡選出)

神石町長	村上 憲郎	三和町長	丸山 英三
油木町議長	田辺 武	豊松村議長	橋本 正

(甲奴郡選出)

上下町長	梶田 昌宏	甲奴町長	森岡 隆寿
総領町議長	山地 康生		

(双三郡選出)

君田村長	藤原 清隆	作木村長	増田 和俊
布野村議長	竹添 嘉昭	三良坂町議長	久門 博之
三和町議長	沖原 賢治		

(比婆郡選出)

西城町長	田盛 敬三	東城町長	遠藤 晏史
口和町議長	有田 好隆	比和町議長	田中 昭人

監事

吉舎町長	元廣 和亨	高野町長	藤原 公昭
------	-------	------	-------

広島県内陸部振興対策協議会会員名簿

平成12年6月11日現在

県議会議員

[illegible]

広島県内陸部振興対策協議会会則

第1条 本会は、広島県内陸部振興対策協議会と称する。

第2条 本会は、次に掲げるもので組織する。

広島県内陸部市町村長

広島県内陸部市町村議会議長

広島県内陸部選出の県議会議員

第3条 本会は、広島県内陸部市町村相互の緊密なる連絡を図り、民生、教育、産業、交通、文化等について諸施策の改善向上を期し、内陸部の繁栄と発展を促進することを目的とする。

第4条 本会の事務所は会長が委嘱する市町村役場内とし、別に事務局長をおくことができる。

第5条 本会に次の役員を置く。

1	会 長	1	名
2	副 会 長	4	名
3	幹 事 長	1	名
4	副 幹 事 長	1	名
5	理 事	若干名	
6	監 事	2	名

第6条 役員の任期は2カ年とし、再選を妨げない。

2 補欠のため就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。

第7条 本会役員は通常総会において選任し名誉職とする。

2 第5条で定める副会長4名のうち、1名は事務局所在市町村の首長をあてる。

第8条 会長は、本会を代表し会務を統轄する。

第9条 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。

第10条 本会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が委嘱する。

第11条 本会は、毎年1回通常総会を開催し、必要に応じ臨時総会ならびに、理事会を開く。

第12条 本会の運営を円滑にするため、次の専門部会を設け、部会員は理事をもって構成する。

総務部会 産業部会 建設部会

2 部会活動に必要と認める場合は参与として地域に関連をもつ産業・経済団体等の代表者に参加を求めることができる。参与は会長がこれを委嘱する。

第13条 本会の経費は補助金、特別会費および市町村の負担とする。

第14条 本会の会費は、5月末日までに納付するものとする。

第15条 毎年通常総会で会長は会務を報告する。

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

第17条 会則の変更は総会の同意を得なければならない。

附 則 この会則は、昭和42年6月14日から施行する。

附 則 この会則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則 この会則は、昭和48年6月13日から施行する。

附 則 この会則は、昭和50年6月24日から施行する。

附 則 この会則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則 この会則は、昭和53年2月16日から施行する。

附 則 この会則は、昭和54年6月11日から施行する。

附 則 この会則は、昭和58年6月7日から施行する。

附 則 この会則は、平成5年5月24日から施行する。